

**※必ずお読みください。**

## 町県民税の特別徴収義務者(事業者)の皆様へ

●送付文書について…以下の4種類の書類が同封されているかご確認ください。

### ①特別徴収のしおり

住民税の概要や特別徴収に関することを載せておりますので必ずご覧ください。

### ②納入書

今回送付した後は**原則再発行いたしませんので紛失しないよう宜しくお願い致します**。異動により納入金額が変わる場合は、印字の金額を二重線で訂正し、合計額のところに正しい金額を記入した上で納入してください。この場合の訂正印は必要ありません。

### ③給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書 (特別徴収義務者用)

この通知は、特別徴収義務者様で保管していただく通知となります。各従業員様の税額を確認した上で納入をお願いします。大槌町では eLTAX での税額通知電子データの送信はできませんのでご了承ください。

### ④給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書 (納税義務者用)

この通知は**必ず従業員の方々に配布してください**。従業員の方々に配布する際は、ミシン目に沿って切り取りそれぞれ配布してください。個人情報保護のため、圧着式となっております。

**圧着を開かずに配布してください。**

**令和4年度の所得課税証明書** (令和3年分の所得の内訳が記載されたもの) の発行可能日は**「6月6日」**であることを従業員の皆様へ必ずお伝えください。

**給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用、納税義務者用)については、令和4年4月28日までに到達した報告内容をもとに作成しています。以降に提出されたものは、6月10日に反映したものをお送りします。**

○給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書(以下、異動届)について

従業員様に退職や転勤などの異動があった場合は、すみやかに異動届の提出をお願いします。異動があった月の翌月最初の開庁日までに提出してください。

**今年度より異動届の様式を全国統一のもの(eLTAX仕様)に変更しました。記入欄にご注意ください。**

○特別徴収の新規または継続について

特別徴収を新規で行う場合は特別徴収切替依頼書を、転勤や事業所変更等により異動後の事業所で継続する場合は異動届をすみやかにご提出ください。普通徴収の納期限が過ぎている分や、すでに納めている分を特別徴収に切り替えることはできません。参考までに普通徴収の納期限は以下の通りです。

1期：6月30日(口座振替日6月27日)      2期：8月31日(口座振替日8月25日)  
3期：10月31日(口座振替日10月25日)      4期：12月27日(口座振替日12月26日)

特別徴収開始月は原則事業所様のご意向に沿わせていただきますが、なるべく余裕をもって設定していただきますよう宜しくお願い致します。次項の税額通知の発送時期も考慮した上でご協力お願い致します。

#### ○税額変更通知の発送時期について

異動届等を受理した月の翌月10日頃に税額変更通知書（必要に応じて特別徴収のしおり、納入書）を発送いたします。特別徴収開始月によっては納期限当日に発送される可能性があります、**事前にご連絡いただければ税額のご連絡、納入書の発送をいたします。**

#### ○退職又は転勤などの場合の未納月割額

①退職により徴収されないこととなった月割額は、普通徴収（町が発行する納付書又は口座振替）の方法によって退職者の方に納入していただくことになります。

ただし、6月1日から12月31日までの間に退職者の方が一括徴収を申し出た場合は、特別徴収義務者は残税額（未徴収分）を一括徴収することができます。

**なお、翌年1月1日以降の退職者については申し出がなくとも特別徴収義務者は残税額(未徴収分)を一括徴収することが義務づけられています。**

②転勤により徴収されないこととなった月割額は、転勤先で引続き特別徴収の方法によって納入していただくこととなります。

#### ○納期限・納入する場所・納期限までに納入しなかった場合

①納期限…下表のとおりです。

②納入する場所…各納税者（特別徴収の対象である従業員）から徴収した月割額の合計額を同封の「納入書」によって、しおり表紙裏面記載の指定金融機関等に翌月の10日までに納入してください。

③納期限までに税金を完納しなかった場合…納期限から20日以内に督促状が発せられます。なお、督促状1件につき100円の手数料を徴収します。

#### 令和4年度 町県民税特別徴収納付期限と督促状発布日一覧

期別	納期限	督促発布日	期別	納期限	督促発布日
令和4年6月	7月11日	7月29日	令和4年12月	1月10日	1月31日
令和4年7月	8月10日	8月31日	令和5年1月	2月10日	2月28日
令和4年8月	9月12日	9月30日	令和5年2月	3月10日	3月31日
令和4年9月	10月11日	10月31日	令和5年3月	4月10日	4月28日
令和4年10月	11月10日	11月30日	令和5年4月	5月10日	5月31日
令和4年11月	12月12日	12月28日	令和5年5月	6月12日	6月30日

ホームページ(大槌町行政サイト)に異動届等各様式を掲載しておりますのでご活用ください。

掲載先：くらし・手続き→税金→町税→町県民税（住民税）→町県民税の特別徴収義務者（事業者）の皆様へ または 申請書ダウンロード→税関連

**お問い合わせ先：大槌町役場 税務会計課 0193-42-8711**

**○税額、異動に関すること…課税班 ○納付、督促に関すること…収納班**